

		大林・山下グループ	加賀市
(1)	プロポーザル時及び契約締結時における労務単価の将来予測について	○ プロポーザル審査時における委員からの質問に対して「 <u>経済的リスクは受注者において負担する。</u> 」と回答した趣旨は、 <u>すべてのリスクではなく限定的な内容</u> について回答したと認識している。	○ 本事業はプロポーザル提案に基づき契約したものであり、加賀市から条件等の変更を求めたことはない。
	【論点】 建設技能労働者の賃金については、平成 24 年 10 月のプロポーザル参加表明時と平成 25 年 3 月の契約締結時において、将来の変動は予測可能ではなかったか。	○ 平成 25 年 3 月に国土交通省から公表されている「公共工事設計労務単価」の決定に際して、平成 24 年 10 月に全国の事業所から抽出調査されていること、及びその抽出調査の対象範囲とされていたことは認識している。 ○ しかしながら北陸地方の実勢価格として、全国で起こっている物価変動は予測できなかった。 《事業者資料 1 参照》	○ プロポーザル審査時における委員からの質問に対しての回答は、 <u>全般的な内容として不測の事態が発生した際の経済的リスクについては受注者側で負担するもの</u> と認識している。 ○ 平成 25 年 3 月に国土交通省から公表されている「公共工事設計労務単価」の決定に際して、平成 24 年 10 月に全国の事業所から抽出調査していることを踏まえると、大林・山下グループも当該調査の対象である。 《加賀市資料 1 参照》 ○ 少なくともプロポーザル審査に応募した平成 24 年 10 月時点では、 <u>平成 25 年 4 月の公共工事設計労務単価の上昇率について把握又は予測はできたと考える。ただし、平成 25 年 4 月以後の上昇については予測できないものとして考慮の対象とする。</u> 《加賀市資料 2 参照》
(2)	労働者の雇用に伴い必要な経費の考え方について	○ 労働者の雇用に必要経費の増額については「公共建築工事共通費積算基準」の仮設経費、現場管理費に項目が含まれていることは承知している。	○ 労働者の雇用に必要経費については、平成 24 年 10 月のプロポーザル審査時点において、国土交通省が公表している「公共建築工事共通費積算基準」の仮設経費、現場管理費に計上することとされている。このため、プロポーザルに応募した平成 24 年 10 月時点では、その時点の労務単価に応じて事業主が負担すべき「必要経費」は既に見積もり済みであり、 <u>平成 26 年 1 月の国土交通省の通知は新たな増額を要望する根拠とはなりえないと考える。</u> 《加賀市資料 3,4,5,6,7,8 参照》
	【論点】 労働者の雇用に国が示している労務費（賃金）とその他人件費（必要経費）の関係をどのように考えるか。	○ <u>実勢価格としての必要経費は</u> 、平成 24 年 10 月のプロポーザル審査時点では、低く抑えて見積もることができたが、 <u>その後の上昇については想定できなかった。</u> 《事業者資料 1 参照》	○ 労働者の雇用に必要経費として <u>考慮すべき対象としては平成 25 年 4 月以後の労務単価に係る上昇分のみと考える。</u> 《加賀市資料 9 参照》
(3)	プロポーザル時及び契約締結時における資材費の将来予測について	○ 資材費については、プロポーザルに応募した平成 24 年 10 月時点、契約を締結した平成 25 年 3 月時点及び実施設計を行った平成 26 年 3 月時点での騰落率は様々な動きを見せているが、全体として <u>おおむね 15%程度上昇している。</u>	○ <u>資材については、少なくとも平成 25 年 4 月までの資材単価上昇分は見込めたはず</u> であり、また、平成 25 年 3 月の契約締結時、平成 25 年 10 月の基本設計時、平成 26 年 3 月の実施設計時のそれぞれの時点において、資材の高騰を見越して一定程度の発注が可能であったはず。このため、 <u>全ての資材について一律 15%の増額を要望する根拠とはなりえないと考える。</u>
	【論点】 資材費の高騰の状況について、プロポーザルに応募した平成 24 年 10 月時点で、どこまで予測できたか。	○ また、資材の高騰を見越して事前に発注することはできない。通常はそれぞれの資材が必要となる時期の約 3 か月前発注が限度である。発注に際しては実施設計の完成と労務者の確保を考慮する必要がある。 《事業者資料 2 参照》	○ <u>資材の価格変動率は、資材の種類によって様々</u> であり、例えば経済調査会発表の平成 22 年を基準とする指数によると、平成 25 年と平成 27 年との比較では 7 ポイントの上昇である。 ○ 今後、資材費の内容を精査する。 《加賀市資料 10,11 参照》

積算に当たっての加賀市の基本的な考え方

○ これまで2回の説明会での内容を踏まえ、加賀市としては、以下の考え方に基づいて積算を実施した。

- ① 労務費と資材費の増額分を積算対象項目とする
- ② 契約締結当時の額を算定のベースとする
- ③ 労務費と資材費の変動率を算出するに当たっては、国等が示す指針に基づき算出する
- ④ 労務費と資材費それぞれの増額分の算出に当たっては、②をベースに、③で算出した変動率を乗じて算出する

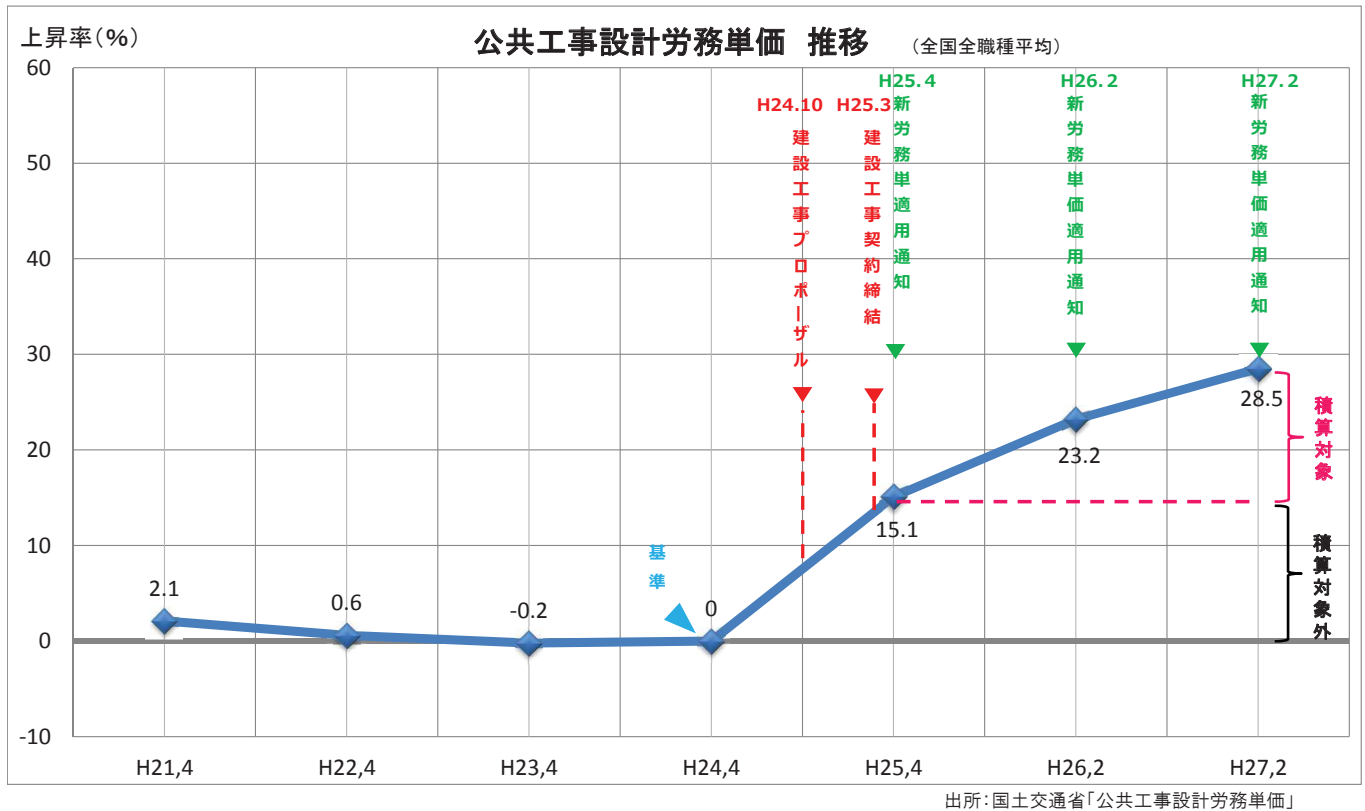
(注)③における「変動率」の考え方

- ・ プロポーザル時から契約締結時まで(H24.10～H25.3)の変動は、受注者側で予測可能な範囲であったことから、今回の積算で考慮する期間は平成25年4月以降とする
- ・ 変動率の算出に当たっての指標は、労務単価は国が示す「公共工事設計労務単価」、資材費は「公共単価(建設物価)」を使用する

加賀市の考え方に基づく回答と積算額

項目		大林・山下グループの考え方 (要旨)	加賀市の回答	積算額
(1)	プロポーザル時及び契約締結時における労務単価の将来予測について	H24.10以降の労務単価上昇分は想定できなかった	 (H25.4以降の上昇分のみを考慮する)	約2.5億円 (税抜:約2.3億円)
(2)	労働者の雇用に伴い必要な経費の考え方について	H24.10以降の必要経費の上昇分は想定できなかった	×	—
(3)	プロポーザル時及び契約締結時における資材費の将来予測について	H24.10以降の資材費の上昇分は想定できなかった	 (H25.4以降の上昇分のみを考慮する)	約2.9億円 (税抜:約2.7億円)
合計				約5.4億円 (税抜:約5億円)

労務費について



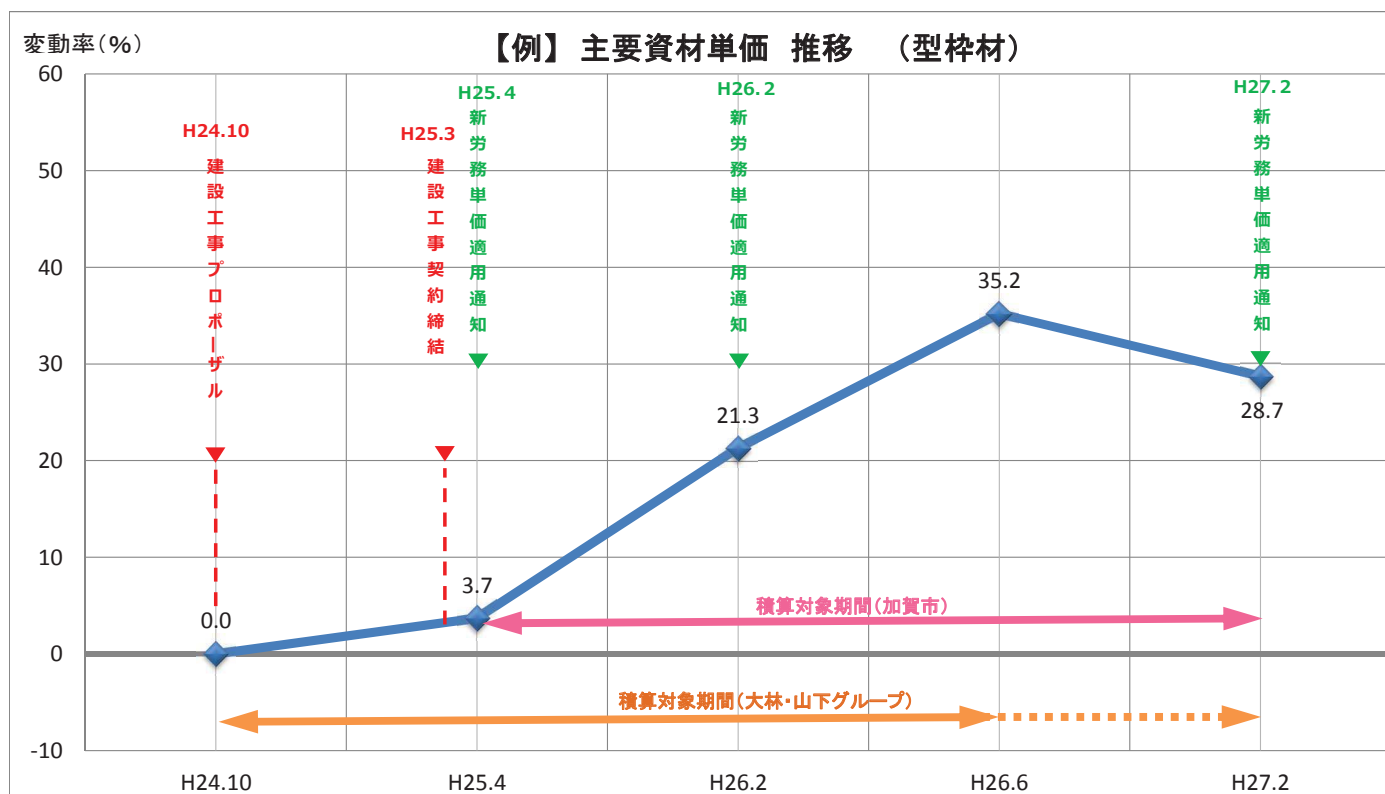
資材費について

- ・平成 25 年 4 月までの資材単価上昇分は見込めたと考え、積算対象期間は平成 25 年 4 月から平成 27 年 2 月とした。
- ・上記積算対象期間の公共単価（建設物価等）の変動率を用いて積算した。
- ・その内の主要資材の変動率を下表に示した。

主要資材名 積算対象期間	生コン	型枠材	鉄筋	鉄骨	ガラス	複層ガラス
H24. 10～H26. 6 (大林・山下グループ)	0. 0 %	3 5. 2 %	2 5. 0 %	2 7. 7 %	－0. 8 %	－8. 8 %
H25. 4～H27. 2 加賀市	0. 0 %	2 4. 1 %	4. 7 %	1 0. 7 %	0. 0 %	－4. 0 %

主要資材名 積算対象期間	石膏ボード	電線	ガス管	ポリ塩化ビニル管	ガソリン	再生アスファルト
H24. 10～H26. 6 (大林・山下グループ)	3. 7 %	1 1. 9 %	0. 0 %	0. 0 %	9. 7 %	4. 2 %
H25. 4～H27. 2 加賀市	3. 6 %	6. 4 %	0. 0 %	5. 2 %	6. 0 %	3. 6 %

(資料元：建設物価)



資料元：「建設物価」